

特定非営利活動法人 日本食道学会

関連規則ならびに細則の主な改定ポイント

1. 任意団体日本食道学会であった時より施行されている関連規則、施行細則、内規について特定非営利活動法人日本食道学会定款に基づき以下のように改定し定める。

1. 特定非営利活動法人日本食道学会定款
2. 特定非営利活動法人日本食道学会入会規則(定款施行細則第1号)
3. 特定非営利活動法人日本食道学会会費規則(定款施行細則第2号)
4. 特定非営利活動法人日本食道学会役員・評議員選任規則 (定款施行細則第3号)
5. 特定非営利活動法人日本食道学会名誉・特別会員規則(定款施行細則第4号)
6. 特定非営利活動法人日本食道学会委員会規則(定款施行細則第5号)
7. 特定非営利活動法人日本食道学会専門医制度規則(定款施行細則第6号)
8. 特定非営利活動法人日本食道学会食道科認定医制度規則 (定款施行細則第7号)
特定非営利活動法人日本食道学会食道科認定医制度規則施行細則
9. 特定非営利活動法人日本食道学会食道外科専門医制度規則 (定款施行細則第8号)
特定非営利活動法人日本食道学会食道外科専門医制度規則施行細則
特定非営利活動法人日本食道学会食道外科専門医制度施設認定規則施行細則
特定非営利活動法人日本食道学会暫定食道外科専門医制度規則

2. 任意団体日本食道学会から特定非営利活動法人日本食道学会への移行に伴い「本会」から「この法人(本学会)」、「会則」から「定款」へ 用語の変更

3. 基本的に定款の内容に即したものとした。

4. 役員・評議員選任規則(定款施行細則第3号)より

1) 理事長の選任(第6条)

理事長の選任規定を新たに定めた。

第6条 理事長は、理事及び監事が新たに選出された後、速やかに新理事及び新監事による理事会を招集し、新たな理事長を選出する。

2. 理事長は原則としてすべての理事ならびに理事候補者の自薦による。評議員会で理事長候補者としての資格審査の上、理事選任後の理事会において出席した全理事の無記名投票によって行う。選任後社員総会の承認を受ける。

3. 理事会の議長は、新たに理事長が選出されるまでの間は前任の理事長が務める。

4. 理事長の選任は次の各号の規定によって行う。

(1) 理事長になろうとするものは理事ならびに理事候補者でなければならない。

(5) 理事長の選挙は、理事長候補者を被選挙有権者として無記名投票によって行う。

候補者が1名の場合、無投票により選任することができる。

初回投票で有効票数の過半数を得た者を当選者とする。初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位2人を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選任する。初回投票で同数得票者を含む上位が3人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、上記の手順にて選任する。

5. 理事候補者は選任時年齢を満64歳までとし、理事長の任期は2年、通算4年を超えて在任することができない。1期終了後に選挙を行う。理事長の立候補者が無かった場合、定款第16条第4項に従い任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。その際、評議員会で継続信任を得た上で理事長継続について理事会、社員総会で承認を得る。

6. 理事長の任期は、理事の任期より優先する。

7. 理事長が欠け、かつ、理事会が理事長を補充することを議決したとき、第4項の規定によって理事会において理事長の選任を選挙によって行う。

2) 理事の選任（第12条）

理事の条件を追加

4. 理事になろうとする者は、Esophagus に最近2年以内に最低1編以上投稿していることを要する。

3) 監事の選任（第13条）

監事の条件として、定款第14条第3項より 監事は、評議員会において会員の中から選出し、社員総会で選任する。により

第13条 監事の選任には、前条第1、2、3、5項の規定を準用する。この場合には、前項第1、2、3、5項に「理事」とあるのを「監事」と、第1項に「評議員」とあるのを「会員」と読み替えるものとする。

4) 理事、監事の補欠選挙（新規）

理事および監事の欠員に対し、次点者がいない場合を新たに定めた。

第14条 第12条第8項及び第13条第4項の規定にかかわらず、次点者を繰り上げることが出来ない場合は、補欠選挙を行って、理事及び監事を補欠で選任することができる。

2. 前項に定める補欠選挙には、第12条及び第13条の規定を準用する。

5) 選挙評議員の選任

選挙評議員の定数

第17条 選挙評議員の定数は350名以内とする。

選挙評議員の選出

第18条 評議員の選出は選挙管理委員会の審査を経るものとする。選挙評議員の選挙を管理するため、本学会に選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3. 選挙管理委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4. 選挙管理委員会の委員長の任期は、理事の任期に従う。委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続して3期を超えることはできない。

有権者

第19条 有権者は本学会の正会員であって、会費を完納した者とする。

2. 有権者の名簿は、投票3か月前に告示される。告示後1か月以内は選挙管理委員会への異議の申し立てを認める。

6) 非選挙評議員の選任

非選挙評議員の選考・選任

第30条 選考委員会は評議員選挙の行われた後に、本学会の正会員の中から業績並びに専門性などの学会運営上の必要性を考慮して、非選挙評議員候補者を選考する。

2. 前項の規定によって選考された非選挙評議員候補者は、あらかじめその者の承諾を得て、これを公告する。

第31条 非選挙評議員候補者は、選考委員会が推薦し理事会の議決を経て非選挙評議員として選任する。

2. 前項によって非選挙評議員を選任したときは、理事長は速やかにこれを公告する。

3. 非選挙評議員の任期は、前項1項に定めた理事会の日に始まり、次の非選挙評議員が選任される前日までとする。

5. 委員会規則（定款施行細則第5号）

1) 委員長、委員の任期について

第5条 委員長及び委員の任期は、関連規則及び細則に別に定められた場合を除き、原則として2年とし再任を妨げないが、連続して3期を超えることはできない。

以上